

# 緊急輸送道路等避難路沿道建築物における耐震診断の支援制度について

三重県では、平成 27 年 12 月 25 日に「三重県耐震改修促進計画」を改定し、地震発生時において避難活動や救助活動等において、特に重要な三重県地域防災計画に定める第 1 次緊急輸送道路を、耐震診断を義務付ける道路として指定し、その道路を閉塞するおそれのある沿道建築物について、耐震診断の実施を義務付けました。

県及び関係市町においては、耐震診断が義務付けられる対象建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震診断に要する費用に対する補助を実施しています。

## 耐震診断における補助対象及び補助対象となる経費

- 対象建築物**：次の要件を全て満たすもの。
  - ①三重県地域防災計画に定める第 1 次緊急輸送道路の沿道建築物であるもの
  - ②倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さを有する建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物であるもの
  - ③建築基準法令に違反していないもの（耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）
  - ④耐震診断が実施されていないもの又は耐震診断の結果が不明であるもの
- 補助対象となる経費**：国の技術上の指針に基づき実施する、対象建築物の耐震診断に要する費用（現地調査費(図面照合、コンクリート強度試験等)、構造計算・構造図面復元等に要する費用、耐震判定委員会等の第三者機関による評価に要する費用等）とします。ただし、耐震診断に要する費用の補助上限額は以下のとおりです。

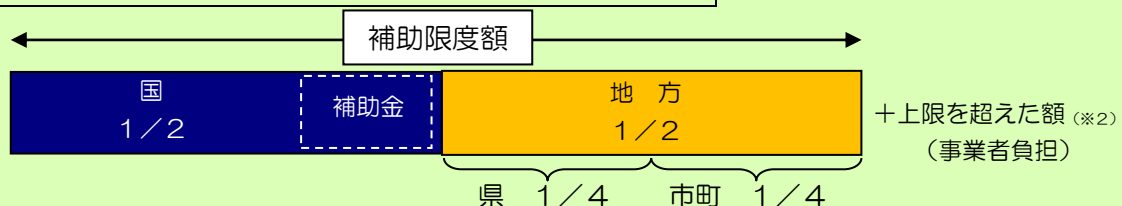
対象建築物	耐震診断に要する費用の上限額
延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下	(対象建築物の延べ面積) × 3,600 円/m <sup>2</sup> + α <sup>(※1)</sup>
延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 ～2,000 m <sup>2</sup> 以下	(対象建築物の延べ面積) × 1,540 円/m <sup>2</sup> + 206 万円 + α <sup>(※1)</sup>
延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 超	(対象建築物の延べ面積) × 1,030 円/m <sup>2</sup> + 308 万円 + α <sup>(※1)</sup>

※1 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000 円を限度として加算することができます。

算定例) 対象建築物の延べ面積が 300 m<sup>2</sup>の場合：

$300 \text{ m}^2 \times 3,600 \text{ 円/m}^2 + \alpha = 1,080,000 \text{ 円} + \alpha$  (αは設計図書の復元等で 1,540,000 円が限度)

- 耐震診断に要する費用の補助上限額に対する負担割合**

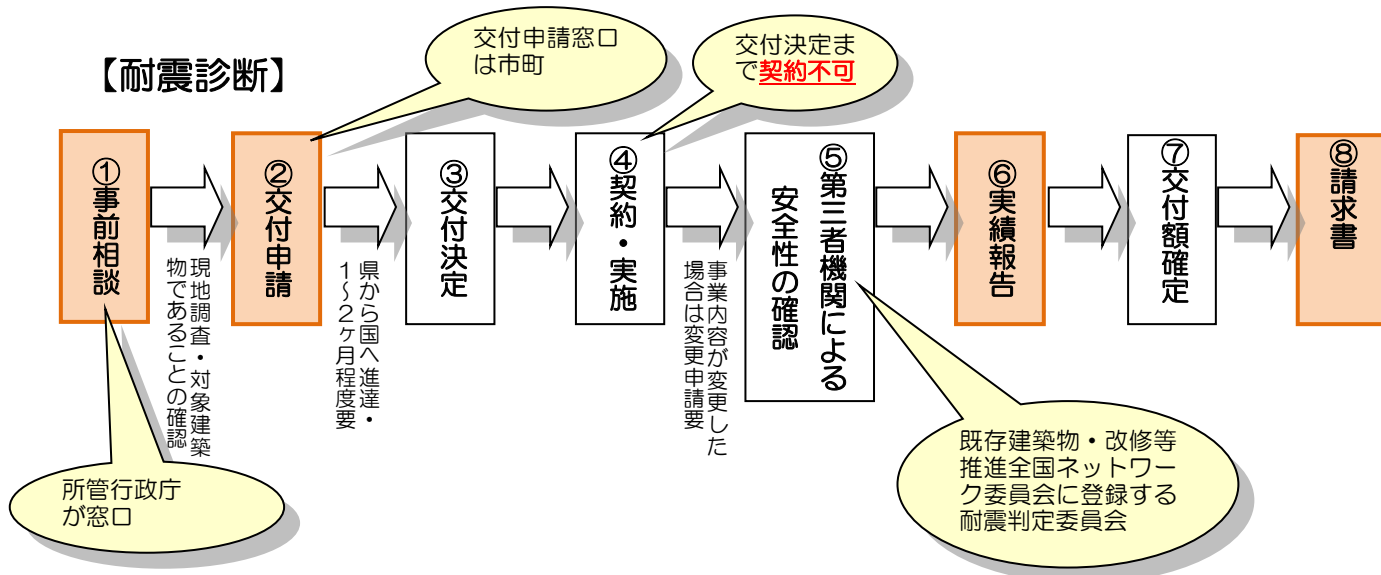


※2 2の補助上限額を上回る耐震診断費用となる場合は、補助上限額を超える部分は事業者の方の負担となります。

- 三重県の耐震診断に係る補助制度の適用期限**：平成 33 年 3 月 31 日までに診断完了  
※予算の都合上、平成 31 年度夏ごろまでに申出する必要があります。

# 補助金申請手続きの流れ

## 【耐震診断】



事前相談時に必要な書類 (対象建築物であることの確認)	1. 国が定める確認書 [様式 1]
	2. 対象建築物の所有者であることを証明するもの [建物登記事項証明書の写しなど]
	3. 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に着工された建物であることを証する書類 [確認済証又は検査済証の写し、建物登記事項証明書など]
	4. 案内図、既存建築物の配置図・各階平面図、面積表および現況外観写真 [対象建築物がわかるもの]
	5. (該当する建築物のみ) 増築等を行っている場合はその経緯が分かる書類 [確認済証、建築計画概要書の写しなど]
	6. 基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等 [検査済証など]
	7. 立面図、断面図などの建物の高さが道路幅員の2分の1以上あること等が分かる図
	8. (該当する建築物のみ) 違反箇所の是正状況を示した報告書又は是正計画 [全ての違反箇所を是正するための改修等の工事の概要及び完了時期を示すのものであって、速やかに工事を完了させる計画]
	9. (代理人が申請事務を行う場合のみ) 委任状
	10. その他、所管行政庁が必要と認める図書

### (留意事項)

- 事前相談による対象建築物であることの確認後に補助金の交付申請が必要です。なお、交付申請は国へ提出するもの及び対象建築物が所在する市町へ提出するものがあります。
- 補助金の交付決定前に、既に耐震診断に着手（契約締結）している場合は補助対象とならず、補助金を受けることができませんので、ご注意ください。
- 耐震診断実施者については、資格要件（建築士かつ登録診断講習受講者）があります。

このパンフレットに関するお問い合わせは、三重県 県土整備部 建築開発課まで  
 TEL: 059-224-2752 FAX: 059-224-3147 E-mail: [kenchiku@pref.mie.jp](mailto:kenchiku@pref.mie.jp)